令和７年度　近江八幡市高校生保育所等保育体験要項

１.　目的　　 ○現在の保育人材不足を少しでも解消できるよう、数年後の保育人材確保を目指す。

○保育の仕事に関心のある高校生が、近江八幡市内の保育所（園）・こども園において、現場の保育士・保育教諭の指導を受けながら一日保育士として仕事を体験することで、保育の仕事への関心をさらに高め、将来の就職につなげる。

２.　対象者　　　近江八幡市内および近隣の高校に在学中の高校生

または、近江八幡市内在住の高校生

３.　体験期間　　　７月２３日（水）～８月２２日（金）の平日のみ

　　　　　　　　　　〈８月１２日（火）～８月１５日（金）を除く〉

４.　日 数　　　１人１日もしくは２日(応相談)

５.　時　　間　　　８：３０～１７：００の間で、1日につき8時間以内

６.　人　　数　　　各園所の受け入れ可能な人数

７.　体験内容　　 ○保育士・保育教諭の指導を受けながら、子どもの身の回りの世話をしたり、一緒に遊んだりする。

○保育所(園)・こども園において、保育士・保育教諭の仕事を見たり、簡単な作業（掃除など）を手伝ったりする。

８.　負 担 金　　　無料

ただし、体験先の保育所(園)またはこども園までの交通費、給食代、

おやつ代は自己負担。

　　　　　　　　　 ※保育体験中（自宅―保育所の往復も含む。）の事故・けが等に対する

傷害保険に市負担で加入する。

９.　体験までの流れ

1. ホームページ、LINE掲載のURLから申し込み、またはチラシに記載のQRコードからスマート申請で申し込みをする。
2. 幼児課にて、保育体験をする園所と保育体験日時を決定し、高校及び個人へ連絡する。
3. 幼児課から高校に出向き、申込者を対象に保育体験の留意事項や今後の手順等についての説明会を行う。（状況によって幼児課に来てもらうこともあり）
4. 幼児課から対象園所に申込者名簿を配布する。
5. 各園所にて、オリエンテーションを行う。
6. 保育体験を実施する。
7. 保育体験終了後、体験者はアンケートを各園所へ提出する。

10.　保育体験（オリエンテーションを含む。）に当たっての留意点

・挨拶をする。

・言葉遣いに気を付ける。

・園所内の個人情報を他言しない。（守秘義務）

　・園のきまりや約束を守り、各園所職員の指示に従う。

・時間や期限を守る。

・欠席、遅刻、早退は事前に各園所に連絡する。

・保育体験者は体調管理に気をつけ、発熱やその他体調不良時は、保育体験を中止または延期する。

　・園児のけが、病気、トラブルなどについては、必ず各園所職員に報告する。

・保育体験にふさわしい服装、みだしなみ、態度に努める。

・交通安全を心がける。

・子ども、保護者、園所職員、保育体験者など、すべての人を大切にする。

11.　その他

　・体験中は、市が負担する傷害保険に加入するが、加入保険契約の補償範囲外の事故・けが等については自己責任となる。オリエンテーションは、市が負担する傷害保険の対象外となる。

　・各園所までは、公共交通機関の利用、自転車または徒歩を原則とする。交通ルールを守って往復すること。

　・上記留意事項を守らなかったり、不適切な言動があったりした場合は、即時保育体験を中止する。

　・午前７時時点で、暴風警報や特別警報が発令されている場合には、保育体験は中止とする。